

法務省民商第78号

平成25年9月20日

法務局民事行政部長 殿

(大阪局を除く)

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

DV被害者から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置について（通知）

標記の件について、別紙1のとおり大阪法務局民事行政部長から照会があり、別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下供託官に周知方取り計らい願います。

法務省民事局商事課長 殿

大阪法務局民事行政部長

D V 被害者から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置について（照会）

供託物払渡請求書には、払渡請求者の住所を記載しなければならないとされている（供託規則（昭和34年法務省令第2号）第22条第2項第8号）ところ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者（以下「D V 被害者」という。）が供託物の払渡しを請求する場合において、当該D V 被害者が供託官に対し、供託に関する書類の閲覧により当該D V 被害者の住所や居所等の情報が加害者に覚知されることのないよう配慮を求める旨の申出（以下「住所等秘匿申出」という。）をしたときには、当該住所や居所等の情報が加害者に覚知されることによる新たな被害の発生を防止するため、下記の取扱いによるべきものと考えますが、いささか疑義がありますので、照会します。

記

- 1 D V 被害者が住所等秘匿申出を払渡請求と同時にする場合には、払渡請求書に記載する住所について、都道府県までの概括的な記載にとどめることを認める。
- 2 D V 被害者の住民票上の住所と居所が異なる場合において国庫金振込通知書の送付先として居所を希望するときは、その旨を後記5の上申書等に記載すれば足りるものとする。
- 3 払渡請求書の隔地払若しくは預貯金振込みに係る金融機関の情報について秘匿申出がされた場合において、払渡請求書の閲覧の請求がされたときは、当該情報が覚知されないように黒塗り等の措置を講じた上で、閲覧に供する

ものとする。

4 払渡請求がされた後に住所等秘匿申出がされた場合において、払渡請求書の閲覧の請求がされたときは、払渡請求者の住所等が覚知されないように黒塗り等の措置を講じた上で、閲覧に供するものとする。

5 住所等秘匿申出は、申出人である払渡請求者の住所（住民票上の住所と居所が異なる場合には連絡先となる居所）及び氏名、供託番号、住所等の秘匿を求める理由、秘匿を求める部分並びに申出年月日等を記載した上申書等を供託官に提出する方法（郵送による提出を含む。）によることとし、当該上申書等にはDV被害の相談に関する公的証明書の写しの添付を求めるものとする。

なお、住所等秘匿申出の申出人の本人確認方法は、供託物の払渡請求における本人確認方法に準ずるものとする。

法務省民商第77号

平成25年9月20日

大阪法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

DV被害者から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置について（回答）

本月10日付け供第266号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱うべきものと考えます。

なお、本件照会に係る取扱いに当たっては、万が一にも、秘匿すべき住所等の情報を誤って閲覧に供することのないよう、副本ファイルの裏面記載情報に記録することにより閲覧請求があった場合の注意喚起措置を確実に行うとともに、申出に係る上申書等を払渡請求書類とともに厳重に保管・管理するよう留意願います。

また、上記については、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条第1項に規定するストーカー行為等の被害者、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者及びこれらに準ずる被害を受けている者から住所等秘匿申出がされた場合についても同様に取り扱うべきものである旨申し添えます。